

令和二年度第十回(十二月)

諫早市農業委員会総会

議事録

令和2年度諫早市農業委員会 第10回総会議事録

1 開催日時 令和2年12月25日(金) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (18人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

5番 立森和富 6番 前田貞松 7番 中川一範

8番 松尾正晴 9番 長谷川 博 10番 山口勇満

11番 中島康範 13番 陣野昭則 14番 山口廣三

15番 澤久 進 16番 周防克己 17番 池田武弘

18番 野副栄治

4 欠席委員 (2人) 4番 久本純造 12番 松本秀徳

5 付議事件

第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 農業用施設届出書受理の件

第6号 農地改良等届出書受理の件

第7号 非農地通知届出書受理の件

7 その他

8 事務局

局長 宇野和利 次長 寿柳知己 主任 半田智也
事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和2年度 諫早市農業委員会 第10回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、4番・久本純造委員、12番・松本秀徳委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということでありますので、議事録署名人に7番・中川一範委員、16番・周防克己委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」についてご説明します。今月は3件の農用地利用計画変更に伴う意見聴取がございまして、いずれも農用地からの除外の申出です。農振法第13条第2項に基づき、(1)代替地がないこと(2)農用地の周辺部であること(3)担い手への農地利用集積への影響がないこと(4)土地改良施設への影響がないこと(5)基盤整備事業から8年を経過していることなどの5つの要件を全て満たすものに限り、農用地から除外できるもので、諫早市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

1番、小野地区、川内町の田、347㎡についてです。本件は申出人が特定建築条件付土地として整備するため、隣接する宅地と併せて、5区画分を整備する計画となっております。除外決定後は農地法第5条の農地転用申請を予定されています。

2番、多良見地区、多良見町西川内の田、426㎡についてです。申出人は、認可保育園及び学童保育所を運営しており、今年度は保育所に47名、学童の児童も合わせると約100名の子どもが利用しており、現在の園庭では狭いため、新たに園庭を整備する計画となっております。除外決定後は農地法第5条の農地転用申請を予定されています。

3番、小長井地区、小長井町大峰の田、735㎡についてです。申出人は、小長井町の出身で、現在森山町に住んでおり、そこでバイクショップを営んでおりますが、親が高齢になり生活の補助をする機会が増えてきたため、実家近くに自宅を建築するものです。また、中古バイク保管場所が不足しているため、併せてその保管場所として整備するものです。除外決定後は農地法第5条の農地転用申請を予定されています。議案第1号については、以上となっております。

議長 長 　　ただいま、1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 長 　　ご質問がないようですので、1番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 長 　　ご異議がないようですので、1番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

議長 長 　　次に2番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 長 　　ご質問がないようですので、2番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 長 　　ご異議がないようですので、2番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

議長 長 　　次に3番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 長 　　ご質問がないようですので、3番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 長 　　ご異議がないようですので、3番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

(議案第2号) 　　次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小栗地区、平山町の農地2筆、2、239㎡について、貸借していた農地を購入する申請です。権利取得後の農地面積は10,157㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に17年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約12分です。機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

2番、長田地区、小豆崎町の農地2筆、1、124㎡について、耕作に便利のため購入する申請です。権利取得後の農地面積は12,503㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、

家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。3番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,073㎡について、農業に精進するため農地の贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は8,593㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に5年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。4番、高来地区、高来町小船津の農地4筆、4,826㎡について、耕作に便利のため購入する申請です。権利取得後の農地面積は9,694.20㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

議 長 議案第2号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、3番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、4番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 (議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
 1番、諫早地区、本明町の田1筆、1, 119㎡の農地のうち擁壁を除く有効利用面積1, 088㎡について、農家住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本申請ですが、申請者の前住居が新幹線建設用地として収用され、その代替地としての転用申請で、住宅、農業用倉庫及び苗床等を整備するものです。土地については造成はなく、現状のまま利用します。建物については木造平屋建ての住宅と農業用倉庫を建築します。雨水排水については水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明及び融資証明で確認しています。また、農用地区域からの除外決定が令和元年11月26日付でなされております。議案第3号の説明は以上です。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明を

委員 お願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

議長 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第4号) 事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、日の出町の畑1筆、1,058㎡について資材置場用地とする転用申請です。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本申請は賃借人が現在太陽光発電設備類置場として使用している資材置場から移転するために整備するもので、土地については造成を実施せず現状のまま利用します。雨水は自然流下で水路へ、隣接する農地はなく、本件に係る追加の資金は無く、その旨を記載した申立書の提出がなされております。

2番、諫早地区、栄田町の畑1筆、373㎡について、住宅用地とする転用申請です。契約内容は贈与、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、盛土を最高0.2m、切土を最高1.2m施し、既存のコンクリート擁壁と新たに整備するコンクリート擁壁で、土砂の流出が無いようにいたします。建物は木造平屋建ての住宅を建築し、夫婦二人で転入の予定です。雨水については水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明及び通帳の写しで確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

3番、諫早地区、栄田町の畑2筆、147㎡と農地以外の併用地4筆をあわせた土地を住宅用地及び通路用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、盛土を最高0.15m、切土を最高1.05m施し、既存の擁壁と新たに整備する擁壁で、土砂の流出が無いようにいたします。建物は木造二階建ての住宅を建築し、雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

4番、諫早地区、栄田町の畑2筆、185㎡と農地以外の併用地5筆をあわせた土地を住宅用地及び通路用地をとする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は

調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、盛土を最高0.18m、切土を最高0.55m施し、既存の擁壁と新たに整備する擁壁で、土砂の流出が無いようにいたします。建物は木造二階建ての住宅を建築し、雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽へ通じて水路へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

5番、長田地区、長田町の畑2筆、計25.07㎡の農地について、住宅を建築するための上下水道管理設用地及び道路用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。1筆は近接地の住宅建築にあたり、上下水道管の埋設用地として転用するもので、もう1筆は市道へ接続するための道路用地として転用するもので、併用地の宅地と一緒に整備いたします。こちらの申請地ですが、現状のまま利用し、雨水については水路へ、隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。

6番、森山地区、森山町下井牟田の畑1筆77㎡と隣接する宅地をあわせた572.92㎡に一般住宅を建築し住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、切土を最高0.5m施し、コンクリート舗装及び土羽仕上げを施します。住居については木造平屋建ての住宅を建築し、雨水については自然流下で水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

7番、飯盛地区、飯盛町平古場の畑2筆、計345㎡について、一般住宅を建築し住宅用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地、契約内容は使用貸借権設定永久、農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、盛土を最高0.8m施し、コンクリート擁壁を新たに整備し、土砂の流出が無いようにいたします。建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水については道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽へ通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

8番、高来地区、高来町黒崎の畑1筆、667㎡について、特定建築条件付土地2区画分とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、土地を現状のまま利用し、建物は木造2階建ての住宅2戸を建築する計画となっております。雨水については自然流下で側溝へ、汚水等については合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明及び融資証明で確認しています。

9番、高来地区、高来町山道の畑1筆、500㎡について、一般住宅を建築し住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、盛土を最高0.9m施し、土羽仕上げとすることにより、土砂の流出が無いように

いたします。建物は平屋建ての住宅を建築するもので、雨水については自然流下で水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

10番、高来地区、高来町汲水の畑1筆、1,451㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルを324枚設置し、設置面積は970㎡、売電単価は19.8円となっております。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地については造成をせず現状のまま利用し、雨水流出防止対策として、高さ0.3m、幅約1.4mの畦を設置し、申請地内に雨水を溜め、浸透させます。また、申請地内で浸透できない雨水についてはVP管を使用し、隣接する既存の側溝へ放流する計画となっております。この排水施設設置の根拠となる計算表の提出があっており、数値の確認や側溝の使用についての協議は高来支所で確認・協議済でございます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。議案第4号は以上です。

議 長 議案第4号の説明がありましたので、1番から4番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま

す。2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま

す。3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま

す。4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま

議 長 1番から4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま

す。5番についての説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、6番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地
利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の
ほどよろしくをお願いします。

議 長 6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、7番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土
地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の
ほどよろしくをお願いします。

議 長 7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番は申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、8番から10番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土
地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土
地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、
土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議
のほどよろしくをお願いします。

議 長 8番から10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番から10番は、申請どおり許可することにご異
議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番から10番は、申請どおり許可することに決定
いたします。

議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題

(議案第5号) といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、有喜地区、早見町の農地2筆、1,282㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています

2番から4番は借受人が同一の案件です。

2番、長田地区、長田町の農地1筆、385㎡、

3番、長田地区、長田町の農地2筆、1,452㎡、

4番、長田地区、長田町の農地1筆、329㎡、計4筆2,166㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、ニラ、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

5番と6番は借受人が同一の案件です。

5番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、2,070㎡、

6番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、138㎡、計2筆2,208㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

7番、森山地区、森山町下井牟田の農地3筆、3,218㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

8番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆、889㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

9番と10番は借受人が同一の案件です。

9番、高来地区、高来町善住寺の農地1筆、689㎡、

10番、高来地区、高来町東平原の農地1筆、1,244㎡、計2筆1,933㎡を農業経営規模拡大を行うため使用貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

11番と12番は借受人が同一の案件です。

11番、小長井地区、小長井古場の農地1筆、7,586㎡、

12番、小長井地区、小長井町遠竹の農地1筆、9,532㎡、

計2筆17,118㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、ゴーヤ、アスパラ、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

13番、有喜地区、早見町の農地1筆、1,420㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、人参の生産を主体に経営されています。

以上、1番から13番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議長 議案第5号の説明がありました。1番から13番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から13番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から13番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第5,6号) 続きまして、関連がありますので、議案第5号の14番から49番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号の14番、諫早地区、福田町の農地1筆、1,470㎡を、議案第6号の1番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、人参、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の15番、小野地区、小野町の農地2筆、3,432㎡、

議案第5号の16番、小野地区、小野町の農地1筆、1,659㎡、

議案第5号の17番、小野地区、小野町、赤崎町、小野島町の農地7筆、

13,236㎡、計18,327㎡を、議案第6号の2番に15番を賃貸借10年16番と17番を使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大と農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の18番、小野地区、黒崎町、赤崎町の農地4筆、9,200㎡を、議案第6号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の19番、小野地区、赤崎町の農地2筆、10,228㎡を、議案第6号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の20番、小野地区、赤崎町、小野島町の農地3筆、7,141㎡を、議案第6号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の21番、小野地区、赤崎町の農地6筆、16,097㎡を、議案第6号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の22番、小野地区、赤崎町の農地4筆、16,882㎡を、議案第6号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の23番、小野地区、赤崎町の農地3筆、4,823㎡を、議案第6号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎ、冬瓜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の24番、小野地区、赤崎町、小野島町の農地8筆、13,501㎡を、議案第6号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の25番、小野地区、赤崎町の農地3筆、7,289㎡を、議案第6号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の26番、有喜地区、中通町の農地1筆、448㎡を、議案第6号の11番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の27番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地11筆、11,265㎡を、議案第6号の12番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の28番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地9筆、14,302㎡を、議案第6号の13番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ブロッコリー、カボチャの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の29番、森山地区、森山町田尻の農地8筆、9,745㎡を、議案第6号の14番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ミニトマト、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の30番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、5,033㎡を、議案第6号の15番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ゴーヤ、ソラマメの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の31番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、1,404㎡を、議案

第6号の16番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の32番、森山地区、森山町田尻の農地5筆、7,301㎡を、議案第6号の17番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の33番、森山地区、森山町田尻の農地10筆、11,027㎡を、議案第6号の18番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の34番、森山地区、森山町田尻の農地5筆、4,307㎡を、議案第6号の19番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の35番、森山地区、森山町田尻の農地12筆、12,809㎡を、議案第6号の20番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の36番、森山地区、森山町田尻、森山町杉谷の農地12筆、8,891㎡、

議案第5号の37番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆1,180㎡、

議案第5号の38番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆2,241㎡、

議案第5号の39番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆2,752㎡、

計15,064㎡を、議案第6号の21番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の40番、森山地区、森山町田尻、森山町杉谷の農地5筆、8,448㎡を、議案第6号の22番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の41番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、2,277㎡を、議案第6号の23番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の42番、森山地区、森山町田尻の農地3筆、6,671㎡を、議案第6号の24番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の

設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の43番、森山地区、森山町田尻の農地6筆、1,657㎡を、議案第6号の25番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ニラの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の44番、森山地区、森山町田尻の農地5筆、4,732㎡を、議案第6号の26番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の45番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、1,687㎡を、議案第6号の27番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、花卉の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の46番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、1,651㎡を、議案第6号の28番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の47番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、1,328㎡を、議案第6号の29番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、人参、馬鈴薯、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の48番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、3,235㎡を、議案第6号の30番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、生姜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の49番、高来地区、高来町小船津の農地1筆、1,518㎡を、議案第6号の31番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

以上、第5号議案の14番から49番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第6号議案の1番から31番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第5号の14番から49番、また、議案第6号の1番から31番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第5号の14番から49番を許可し、議案第6号の1番から31番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号の14番から49番を許可し、議案第6号の1番から31番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早・小野地区から1件、諫早地区から3件、小野地区から1件、本野地区から2件、長田地区から1件、多良見地区から1件、高来地区から3件、計12件の届出書を受理しました。届出理由は、いずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小栗地区から1件、小野地区から3件、有喜地区から1件、長田地区から1件、高来地区から5件、計11件の通知が出ています。解約理由としましては、小栗地区と高来地区の1件は売買するため、小野地区の2件と高来地区の1件は農地中間管理機構に貸し付けるため、小野地区の1件は都合により耕作できなくなったため、有喜地区の1件、長田地区の1件、高来地区の1件は耕作者を変更するため、高来地区の2件は体調不良により耕作できなくなったためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、小栗地区、鷲崎町の畑1筆571㎡を住宅用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、日の出町の畑2筆844㎡を資材置場用地にする届出です。

2番、真津山地区、真崎町の田1筆124㎡を住宅用地にする届出です。

3番、真津山地区、真崎町の畑2筆及び田2筆、計4筆660㎡を道路用地にする一時転用の届出です。

4番、多良見地区、多良見町中里の畑1筆301㎡を住宅用地にする届出です。

報告第5号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、小長井地区、小長井町田原の畑1筆2,054㎡のうち50㎡について、農業用倉庫を建築する届出がっております。

報告第6号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、高来地区、高来町峰の田1筆1,551㎡の農地について、生産性を高めるため3段となっている田を2段とする届出です。

2番、小長井地区、小長井町小川原浦の田1筆1,998㎡の農地について、灌漑水が不足しており、水稻作付ができないため、田畑転換を行い生産性を高める届出です。

報告第7号「非農地通知書送付の件」について報告します。

本野地区から3件、長田地区から3件、多良見地区から3件、合計9件の非農地

通知申出書を受理いたしました。全て山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件	3件。
議案第2号	農地法第3条許可	4件。
議案第3号	農地法第4条許可	1件。
議案第4号	農地法第5条許可	10件。
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	49件。
議案第6号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	31件。

以上、審議件数は、全部で98件ございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 （事務連絡）

議長 ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和2年度諫早市農業委員会第10回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

